

社会保障機能の担い手：国家と企業

——日本とイギリスの国際比較——

R. P. ドーア
町田俊彦

はじめに

疾病、火災、急死のような人間の予期しえない災難、また老齢のように予期しうるが、抗しがたい災難に対処する方法として、個人は常に集団に頼らざるをえない。伝統社会における大家族制度、部落共同体の無尽、種々のつきあいといった相互扶助制度がその原始型である。初期資本主義時代、伝統的共同体から分離された労働者群の間にできた労働組合の共済制度、その他の Friendly Societies がさらに合目的に制度化された形の集団依存形態である。

高度工業化国家において企業の保険が発達する一方、かかる社会保障の機能をますます国家という大集団に移転するのが普遍的な傾向である。ところが、他の工業国家に比して、日本においては、人間が属するもう1つの集団——すなわち企業、官庁、事業所が社会保障的な役割を演ずる度合いが大きいというのが、一般的に認められている事実である。企業、官庁、事業所の社会保障的な役割は、単に企業（または官庁、事業所）内福利厚生施設の運営にとどまらない。家族手当、住宅手当、通勤手当等の諸手当や退職金、現物給与等の給付を通じて、企業等の社会保障的役割が果されているといえよう。諸手当や退職金の性質をどう規定するかは、議論の多いところである。

第1に、家族手当や住宅手当は、大体において労働の質に無関係に支給され、生活保障的色彩が濃い。また、現物給与と住宅手当や通勤手当は支給形態は異なるとはいえ、同じ性質のものである。これらの点からみて、家族手当、住宅手当、通勤手当等の諸手当は、現物給与とともに、一応賃金から分離して、企業による社会保障機能に含めて考えられる。第2に、退職一時金や退職年金は、賃金の後払いとしての性格と老後の生活保障的な色彩を合わせもっている。この2つの性質を機械的に分離してどちらか一面だけ強調することは誤りであるが、生活保

障としての性質をもっていることは否めない。日本では以上のようなさまざまな形式を通じて、企業が社会保障の面で大きな役割を果たしている。これは伝統的な、小企業における雇主の温情主義が大企業において、個人的温情の要素を払拭して制度化されたものと考えられる。また集団成員が所属機関にかなり長期にわたって所属することが、社会保障の役割を演ずる集団としての必要条件の一つであるが、終身雇用がたてまえである日本の企業はその面でも特殊な性格をもっているという事情も考えられる。

日本ではなぜ社会保障の面で企業の果たす役割が大きいのか——という点は、重要な問題であり、詳細な検討を要する。その分析は別の機会にゆずるとして、本稿では社会保障の機能を国家と企業がどの程度わちあっているのかを、日本とイギリスについて定量的に明らかにし、それぞれの国における社会保障の担い手の比重の差を明らかにする。おおざっぱな印象として、社会保障の役割を、例えば、イギリスでは主として国家が担っているのに対して、日本では国家と並んで企業もかなりの比重をもって担っているとは言えても、イギリスと日本との差を定量的に表わしてみる作業は、われわれの知っている範囲内ではまだ十分に行われていない。本稿はこの点を試論的に明らかにしようとするものであるが、国際比較一般と同様に、本稿でも日本とイギリスの社会保障の制度的な差は、無視することにし、社会保障の機能を貨幣タームに還元して比較することとした。これは社会保障の担い手の国際比較を行う際の不可避的な手続きであると言わざるを得ない。

本稿では、社会保障という概念をかなり広義に使用しており、社会保障制度審議会の定義による広義の社会保障と関連制度の範囲に近い。この範囲から除かれているのは、恩給費と公衆衛生費のうちの環境整備費である。なお同審議会の定義による社会保障は次に示される。

狭義の社会保障＝公的扶助＋社会福祉＋社会保険

+公衆衛生および医療
 広義の社会保障=狭義の社会保障+恩給
 +戦争犠牲者援護
 関連制度=住宅対策+失業対策

社会保障は、国家によって実施されるものであるが、本稿では、企業による福利活動、現物給与、諸手当、退職金の給付を企業の手による社会保障と見なしている。ここでは社会保障費用の負担関係を問題としているのではないので、社会保険の事業主負担金を考慮する必要はない。さらに、社会保障の担い手という点からみれば、労働組合が実施している福祉活動が問題になる。労働組合の福祉活動に関するデータは、イギリスについては得られず、日本についても日経連「共済会の実態」(労務資料 57 号)があるのみである。「共済会の実態」によると、いわゆる「共済会」は、労働組合単独で運営されているものばかりではなく、会社と労働組合の共同運営によるものもある。本稿では、「共済会」は企業に一括した。いずれにしても、労働組合の福祉活動は、貨幣タームでみれば小規模なものであり、結論に大きな影響をおよぼすものではないと思われる。

比較の対象は、日本とイギリスの製造業従業員 1 人当り年間総収入とその構成比である。総収入は指定所得と非指定所得とからなる。指定所得は、国家と企業の社会保障機能を介して支給される所得である。本稿で試算した社会保障機能における国家と企業のウェイトは、製造業従業員の所得の構成から見たものであることが留意されなければならない。周知のように、日本における企業

の社会保障機能は、大企業において活発に行われており、零細企業や自営業では貧弱である。国民全体からみた場合は、企業の社会保障機能の比重が、より小さくなることはいうまでもない。

なお対象年次は、日本は 1967 年度、イギリスは 1964 年度である。この対象年次の選択は、イギリスの労働費用の調査報告が 1964 年に Labor Costs in Britain 1964' (Ministry of Labor Gazette, 1966, 12, p. 807—813) として出されていること等、主として資料面から制約されている。対象年次の若干のずれは、結論に大きな影響をおよぼさないと考えられる。

この計算に用いた基本概念は、図 1 のフローチャートとその注に説明されている。

〔フローチャートの注〕

指定所得 労働に対する直接の報酬という形ではなく、雇用者個人あるいはその家族の常時または非常時の個人的事情を考慮して支払われた所得。すなわち、指定所得は社会保障機能を介した所得である。指定所得は、企業からの指定所得と国家からの指定所得からなる。

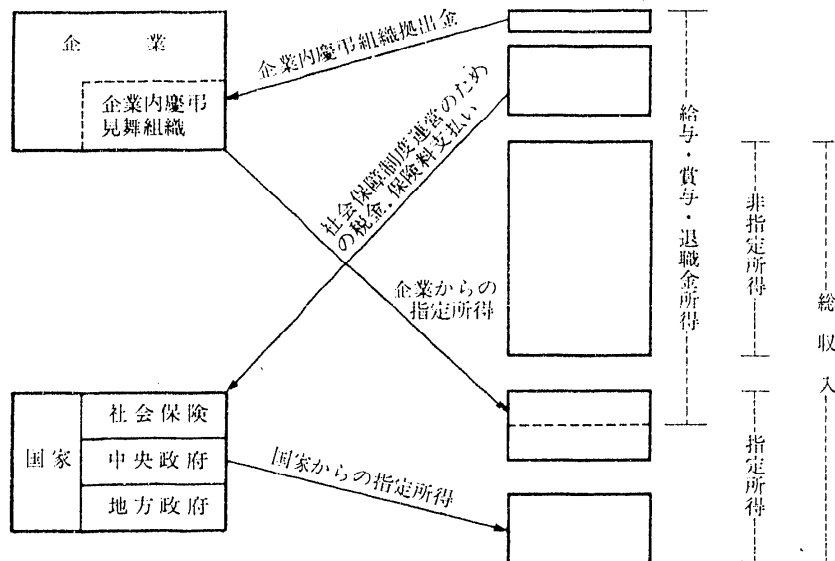
企業からの指定所得 企業からの指定所得は、いわば企業の社会保障機能を介した所得である。日本の「労働費用調査報告」(労働省)の分類にそくして具体的に列挙すると以下のごとくである。法定外福利費、現物支給、退職金、現金給与の中に含まれている家族手当、通勤手当、住宅手当、地域手当、また日本の場合は、企業内慶弔見舞組織からの給付金を含む。

国家からの指定所得 中央政府(社会保険機構を除く)、地方政府の社会保障関係費と社会保険制度からの給付金からなる。単に給付金のみではなく、事務費、施設費を含む。

非指定所得 普通考えられている可処分所得の概念とはやや異なる。つまり給与、賞与、退職金所得から、以下の費用を差し引いた額である。

(i) 給与、賞与、退職金所得の中で、家族手当等の諸手

図 1 総収入とその構成



- 当、退職金等、企業からの指定所得と考えられる分
- (ii) 企業内慶弔見舞組織への被用者拠出金
 - (iii) 社会保険制度への被用者拠出金
 - (iv) 中央政府（社会保険機構を除く）、地方政府への被用者租税支払額のうち、社会保障行政のために支出されている分。租税負担額に政府一般会計歳出総額に占める社会保障費の割合を乗じた額。

結果を総括的に示すと、表1の通りである。なお、比較できる資料がないために、日本とイギリスの計算を揃えることが不可能であった項目は、企業内の慶弔見舞等を行なう組織の拠出金、給付金を除くと、病気による不就業の期間中支払われた給与である。イギリスの場合、それが明記されており、「非指定所得」から差し引いて、「企業からの指定所得」の範疇に加えることができた。日本の場合は病気による不就業の期間中支払われた給与は、労働費用調査報告に別記されていないので、同様な計算はできなかった。しかし、日本では、病気の時に年次有給休暇を利用することが多いので、厳密な意味での病気による不就業の期間中に支払われた給与はかなり少く、誤差は大きくないと見てよいようである。イギリスにおいても、その額は総収入の約0.6%にすぎない。

表1 総括表：総収入の構成（単位：%）

	日 本	イギリス
非指定所得	78.6	76.4
企業からの指定所得	9.6	4.9
国家からの指定所得	11.9	18.7
総収入、構成比、 実額（円/ポンド）	100.0 637,954	100.0 936.7

ところで総括表をみると、一見してわかるように、かなり大きな相違がみられる。社会保障機能において、日本では、国家が企業をやや上回っている程度なのに対して、イギリスの場合、国家は企業の3倍以上の働きをしている。総収入の中で社会保障機能を介した所得、すなわち指定所得の占める割合は、日本とイギリスにおいて、さほど大きな違いはないが、イギリスにおいてやや大きくなっている。

なお、計算の信憑性について読者が判断しうるため、以下各項目について簡単に説明し、同時に、社会保障の担い手に関する日本とイギリスの差が、どのような要因に基くのかを明らかにしよう。

I 非指定所得

本稿では、所得水準の国際比較は分析の対象ではないので、「非指定所得」に関しては、それを算出する際に問題となる項目、「社会保険被用者拠出金」「政府の社会

保障行政のために被用者から徴収される税額」「企業内慶弔見舞組織への被用者拠出金」の算出基礎と負担率（現金給与総額比）を考察しよう。「労働報酬以外の直接現金給与」（諸手当、退職金等）については、「企業からの指定所得」の項で検討する。

(1) 社会保険被用者拠出金の算出基礎

まず社会保険被用者拠出金の算出について、表2、表3を参照されたい。日本の場合、製造業被用者拠出金の問題となるのは、健康保険、厚生年金保険、失業保険で

表2 社会保険被用者拠出金（日本、1967年）

社会保険被用者負担額（10億円）（1）	
健康保険	175.6
厚生年金保険	201.4
失業保険	73.2
被保険者数、被用者のみ（1,000人）（2）	
健康保険	20,783
厚生年金保険	19,163
失業保険	18,400
被保険者（被用者）1人当り社会保険被用者負担額（円）（3）=（1）/（2）	
健康保険	8,449
厚生年金保険	10,510
失業保険	3,978
計	22,937

資料 1 「国民所得統計年報」昭和44年度版
2 「社会保険年鑑」1968年版

表3 社会保険被用者拠出金（イギリス、1964年）

社会保険、国民医療事業被用者負担金（100万ポンド）（1）	700
被保険者数（被用者のみ、100万人）（2）	23.93
被保険者1人当り社会保険、国民医療事業負担金（ポンド）（3）=（1）/（2）	29.3

注）社会保険拠出金のみを分離できなかった。

資料 1 National Income and Expenditure 1967.
2 Annual Abstract of Statistics 1968.

ある。「国民所得統計年報」に各保険ごとの被用者拠出総額が明らかにされている。各保険制度ごとに、被用者拠出総額を被保険者（被用者のみ）総数で除し、それらの値を合計することによって1人当り拠出額を算出した。

イギリスの被用者社会保険拠出額は、National Income and Expenditure から知ることができる。ところがこのデータは、社会保険と国民保健サービス（National Health Service）の負担金が一括して表示している点に難がある。周知のように、医療保障制度は医療サービスと医療保険の2つの類型に大別される。医療保険は、保険制度を通じて、加入者の拠出により保険給付として医療を提供するものである。これに対して、医療サ

表 4 被用者の納める税金（日本，1967年度）

被用者の納める直接国税	(1)	
給与所得を源泉とする源泉所得税額（100万円）	(1.1)	646,742
退職所得を源泉とする源泉所得税額（100万円）	(1.2)	10,321
申告所得税総額（100万円）	(1.3)	336,057
申告所得税課税所得総額（100万円）	(1.4)	3,957,470
申告所得税課税給与所得額（100万円）	(1.5)	1,403,289
申告所得税課税退職所得額（100万円）	(1.6)	237
申告所得税、課税所得総額に対する「課税給与所得額＋課税給与所得額」の割合（%）	(1.7) = ((1.5) + (1.6)) / (1.4)	35.46
給与所得、退職所得を源泉とする申告所得税額（推計，100万円）	(1.8) = (1.3) × ((1.7) / 100)	119,166
被用者の納める所得税額（推計，100万円）	(1.9) = (1.1) + (1.2) + (1.8)	768,809
被用者総数（1,000人）	(1.10)	31,250
被用者1人当り所得税額（推計，円）	(1.11) = (1.9) / (1.10)	24,602
被用者の納める間接国税	(2)	
間接国税（100万円）	(2.1)	1,731,400
就業者数（1,000人）	(2.2)	50,580
就業者1人当り間接税（円）	(2.3)	34,230
被用者の納める国税（被用者1人当り，円）	(3) = (1.11) + (2.3)	58,832
被用者の納める直接地方税	(4)	
個人の納税した都道府県民税（100万円）	(4.1)	167,899
個人の納税した市町村民税（100万円）	(4.2)	289,728
個人の納税した直接地方税（100万円）	(4.3) = (4.1) + (4.2)	457,627
被用者所得（10億円）	(4.4)	19,025.3
個人業種所得（10億円）	(4.5)	7,774.7
個人財産所得（10億円）	(4.6)	3,632.5
個人所得総額（10億円）	(4.7) = (4.4) + (4.5) + (4.6)	30,432.5
個人所得に占める被用者所得の割合（%）	(4.8) = (4.4) / (4.7)	62.5
被用者の納める直接地方税（推計，100万円）	(4.9) = (4.3) × ((4.8) / 100)	286,017
被用者1人当り直接地方税（推計，円）	(4.10) = (4.9) / (1.10)	9,153
被用者の納める間接地方税	(5)	
間接地方税（100万円）	(5.1)	481,200
就業者1人当り間接地方税（円）	(5.2) = (5.1) / (2.2)	9,514
被用者の納める地方税（推計，被用者1人あたり，円）	(6) = (4.10) + (5.2)	18,667

資料 (1.1)～(1.6), (2.1) 「日本統計年鑑」1969年版, 「国税庁統計年報書」昭和42年度版。
 (4.1) (4.2) (5.1) 「昭和42年度地方財政統計年報」(自治省)。
 (1.10) (2.2) 「労働統計要覧」1969年版。
 (4.4)～(4.6) 「国民所得統計」昭和44年版。

ービスは、ほとんど政府の一般会計からの繰入金でまかなわれ、国民に医療をサービスとして提供する（この点に関しては、佐口卓「社会保険の諸形態」『現代労働問題講座（8巻）』参照）。イギリスの医療保障制度は、医療サービスの形で実施されている。このように日本とイギリスでは社会保険の包括範囲が非常に異なるので、社会保険だけをとりて比較しても意義は小さい。イギリスに関しては、社会保険、国民保健サービスの被用者拠出総額を被保険者（被用者のみ）総数で除して、1人当り拠出額を算出した。

(2) 政府の社会保障行政のために被用者から徴収されている税額の算出

ここでは、被用者の租税負担額と政府一般会計歳出総額に占める社会保障関係費の割合が問題になる。まず被用者租税負担額について、表4、表5を参照されたい。被用者の納める税金には、所得税、地方所得税、間接税を含めた。被用者の納める直接国税（所得税）は、イギリスについては、National Income and Expenditureに示されているされている。しかし、日本については、源泉所得税額と申告所得税額が分離されており、後者についてはどの程度が給与所得と退職所得を源泉としているかが明らかではない。そこで、申告所得税課税所得額のうち、総額に占める給与所得額プラス退職所得額の割合を算出し、この割合を申告所得税総額に乗じて、被用者の納める申告所得税額とした。被用者の納める直接地

表 5 被用者の納める税金 (イギリス, 1964年度)

被用者の納める直接国税	(1)	
被用者所得を源泉とする所得税 (100万ポンド)	(1.1)	1,642
被用者総数 (1,000人)	(1.2)	23,705
被用者1人当り所得税 (ポンド)	(1.3) = ((1.1)/(1.2))	69.3
被用者の納める間接国税	(2)	
間接税額 (100万ポンド)	(2.1)	3,438.7
就業者数 (1,000人)	(2.2)	25,849
就業者1人当り間接税 (ポンド)	(2.3) = ((2.1)/(2.2))	133.0
被用者の納める国税	(3) = (1.3) + (2.3)	202.3
被用者の納める地方税	(4)	
地方税 (ローカル, レート) (100万ポンド)	(4.1)	1,124.7
被用者所得 (100万ポンド)	(4.2)	19,577
個人業種所得 (100万ポンド)	(4.3)	2,377
個人所得総額 (100万ポンド)	(4.4) = (4.2) + (4.3)	21,914
個人所得総額に占める雇用者所得 (%)	(4.5) = ((4.2)/(4.4))	89.3
被用者1人当り地方税 (ポンド)	(4.6)	42.4

資料 (1.1), (4.2), (4.3) 'National Income and Expenditure' 1967.

(1.2), (2.1), (2.2), (4.1), 'Annual Abstract of Statistics' 1968.

表 6 政府 (社会保険を除く) の社会保障行政のため被用者から徴収される税額 (日本 1967 年度, イギリス 1964 年 (歴年))

	日 本	イギリス
中央政府一般会計歳出総額 (10億円/100万ポンド)	(1) 5,110.0	7,682
中央政府社会保障関係費 (10億円/100万ポンド)	(2) 811	1,704
地方政府に対する中央政府の交付金 (10億円/100万ポンド)	(3) 985.0	900
地方政府に対する国庫支出金総額 (10億円/100万ポンド)	(4) 1,407	259
国庫支出金のうち社会保障関係に支出される額 (10億円/100万ポンド)	(5) 363	3
地方政府一般会計歳出総額 (10億円/100万ポンド)	(6) 5,726	2,903
地方政府社会保障関係費 (10億円/100万ポンド)	(7) 1,040	632
地方政府の歳出に占める社会保障関係費の割合 (%) (8) = ((7)-(5))/(6)-(4)	15.91	23.79
中央政府一般会計歳出に占める社会保障関係費の割合 (%) (9) = ((2)+(3) × ((8)/100)) / (1)	18.94	24.97
被用者の納める国税 (円/ポンド)	(10) 58,832	202.3
被用者の納める地方税 (円/ポンド)	(11) 18,667	42.4
中央政府の社会保障行政のため被用者から徴収される税額 (円/ポンド) (12) = (10) × ((9)/100)	11,143	50.6
地方政府の社会保障行政のため被用者から徴収される税額 (円/ポンド) (13) = (11) × ((8)/100)	2,970	10.1
政府の社会保障行政のための被用者から徴収される税額 (円/ポンド) (14) = (12) + (13)	14,113	60.7

注 日本, イギリスとも決算

日本 (3) 臨時地方財政交付金を含む, (5) 失業対策費, 住宅費にむけられる国庫支出金は, 労働費にむけられる国庫支出金 × (失業対策費/地方政府労働費) (住宅費は土木費に占める住宅費の割合から推計).

イギリス (1), (6) 一般会計は経営勘定 (current account), (4), (5) 地方政府経常勘定にむけられる国庫支出金のみ,

(2) 社会保障にむけられる国庫支出金を含む.

資料 日本 「財政統計」昭和 46 年度, 「地方財政統計年報」昭和 42 年度.

イギリス 'National Income and Expenditure' 1970.

方税は次のように推計した。個人の納税した地方所得税 (都道府県民税と市町村民税) を, 国民所得統計による個人業主所得と被用者所得の額に応じて比例配分し, 後者にかかわる分を被用者の納める直接地方税とした。イ

ギリスの場合も, 地方税 (レート rate) に関して同様に算出した。被用者の納める租税負担額に関して残された問題は間接税負担である。本稿では, 日本とイギリスの租税負担転嫁の実態を検討する余裕がないので, 荒け

ずりな推計法であるが、間接税額を就業者数で除した値を被用者1人当り間接税負担額とした。なお、間接税には以下の税を含めた。日本の間接国税は、酒税、砂糖消費税、揮発油税、石油ガス税、物品税、トランプ類税、入場税、地方道路税、関税、専売益金、通行税、取引所税、有価証券取引税、印紙収入、その他。日本の間接地方税は、国全体の間接税収入から間接国税を差引して算出。イギリスの間接税は、印紙税、関税、消費税、自動車税。

次に、政府一般会計歳出総額に占める社会保障関係費の割合の算出に関して、表6を参照されたい。社会保障関係費の構成比は、中央政府と地方政府について別個に算出した。中央政府（社会保険機構）における社会保障関係費の比重について問題となるのは交付金の取扱いである。交付金は、地方政府において租税収入と同様に、一般財源として処理されるので、交付金に地方政府一般

会計に占める社会保障関係費の構成比をかけた額は、社会保障行政に支出されと考えられる。そこで中央政府一般会計に占める社会保障関係費の構成比は、以下の算式によって求められる。

中央政府一般会計に占める社会保障関係費の比重＝
 $(\text{社会保障関係費} + \text{交付金} \times \text{地方政府一般会計に占める社会保障関係費の構成比}) \div (\text{一般会計歳出計})$

地方政府における社会保障関係費の比重の算出について問題となるのは、国庫支出金の処理である。国庫支出金は使途が明示されており、その歳出構成は一般会計全体の歳出構成とは異なる。そこで国庫支出金の影響を除去するために、地方政府一般会計に占める社会保障関係費の構成比を求める算式は、以下のごとくなる。

地方政府一般会計に占める社会保障関係費の構成比＝
 $(\text{社会保障関係費} - \text{社会保障行政に支出される国庫支出金}) \div (\text{一般会計歳出計} - \text{国庫支出金計})$

表7 企業内慶弔見舞組織（共済会）の被用者拠出金、給付金（日本、1967年）

昭和33年会員拠出金（会員1人当り、円）	(1)	98.4
昭和33年給付金（会員1人当り、円）	(2)	224.6
昭和42年常用労働者賃金指数（昭和33年＝100）	(3)	223.3
昭和42年会員拠出金（会員1人当り、推計、円）	(4) = (1) × ((3)/100)	220
昭和42年会員への給付金（会員1人当り、推計、円）	(5) = (2) × ((3)/100)	502
製造業における企業内慶弔見舞組織普及率（推計、%）	(6)	10.2
昭和42年被用者1人当り拠出金（推計、円）	(7) = (4) × ((6)/100)	22
昭和42年被用者1人当り給付金（推計、円）	(8) = (5) × ((6)/100)	51

資料 (1), (2) 日経連「共済会の実態」労働資料57号。

(3) 「労働統計要覧」1969年版。

(6) 「昭和33年給与構成調査報告」「昭和43年賃金労働時間制度総合調査報告」。

表8 非指定所得

		日 本		イギリス	
		実額(円)	労働報酬比(%)	実額(ポンド)	労働報酬比(%)
現金給与総額	(1)	551,941		813.0	
労働報酬以外の直接現金給与	(2)	13,670		5.5	
労働報酬	(3) = (1) - (2)	538,271	100	807.5	100
社会保険被用者拠出金	(4)	22,937	43	29.3	3.6
政府（社会保険を除く）の社会保障行政のため被用者から徴収されている税額	(5)	14,113	2.6	60.7	7.5
企業内慶弔見舞組織被用者拠出金	(6)	22			
非指定所得	(7) = (3) - {(4) + (5) + (6)}	501,199	93.1	717.5	88.9
被用者の納める直接税	(7)	33,755	6.3	111.7	13.8
被用者の納める間接税	(8)	43,744	8.1	133.0	16.5
被用者の納める税金	(9)	77,499	14.4	244.7	30.3

注 (2) 日本は家族手当、通勤手当、住宅手当、イギリスは傷病による休暇期間中に支払われた給与。

資料 (1), (2) 「労働費用調査報告」昭和40年版、昭和43年版。

日本 (4) 第2表、(5) 第6表、(6) 第7表、(7)～(9) 第4表。

イギリス (1), (2) 'Labor Costs in Britain in 1964' (Ministry of Labor Gazette 1966年12月)。

(4) 第2表、(5) 第6表、(7)～(9)、第5表。

なお社会保障関係費の範囲は以下のごとくである。日本の中央政府については、「財政統計」(大蔵省)の社会保障関係費以外に、住宅対策費、失業対策費、恩給関係費の中の遺族および留守家族等援護費を含む。日本の地方政府については、民生費、衛生費、失業対策費、住宅費を含む。イギリスの中央政府の社会保障関係費は、国民保険への拠出金、国民保健サービス、家族手当、国民扶助、住宅費からなる。イギリスの地方政府については、児童福祉、高齢者等要保護者援護、公衆衛生、住宅費を含む。

政府の社会保障行政のため被用者から徴収される税額は、中央政府と地方政府の各々について、被用者の納める税額に社会保障関係費の構成比を乗ずることによって算出した。

(3) 企業内慶弔見舞組織(日本のみ、共済会)への被用者拠出金(および給付金)の算出

企業内慶弔見舞組織の拠出金、負担金の算出については、表7を参照されたい。いわゆる「共済会」の実態については、日経連資料により昭和33年の数値が得られるにすぎない。昭和33年の数値に常用労働者の賃金伸び率(昭和33年から昭和42年まで)を乗じて昭和42年の会員拠出金、給付金の推計値を求めた。会員1人当り拠出金、給付金に共済会普及率(推計値)をかけたものを、被用者1人当り拠出金、給付金とした。

(4) 非指定所得と社会保険料、租税負担率

非指定所得は、表8に示されるごとく、日本 501,199 円、イギリス 713.6 ポンドである。社会保険被用者拠出金の負担率(労働報酬比)は、日本とイギリスでは、それほど差がない。被用者の納める租税の負担率(労働報酬額比)は、日本 14.4%、イギリス 30.3% である。租税と社会保険被用者拠出金の合計額の負担率(労働報酬額比)は、日本 18.7%、イギリス 33.9% であり、イギリスの負担率は日本の負担率の 1.8 倍である。政府の社会保障行政のために被用者から徴収される税額だけをとって比較すると、イギリスの負担率は日本の負担率の 1.76 倍である。この差は、租税負担率の差だけではなく、政府一般会計の歳出構造の差にも規定されている。

政府一般会計歳出総額に占める社会保障関係費の構成比は、日本では中央政府 18.9%、地方政府 15.9% であり、イギリスでは中央政府 25.0%、地方政府 23.8% である。日本とイギリスとの社会保障関係費のウェイトの差は、地方政府においてより大きいといえよう。いずれにしても、イギリスの社会保障制度において、「高負担」の現象が確かにみられる。しかし、負担の重さは、単に所得水準との関連だけでなく、受益との対応関係の中で考察されねばならない。この点は「国家からの指定所得」の項で検討する。

II 企業からの指定所得

(1) 日本の「企業からの指定所得」の算出

日本の製造業の労働費用に関しては、昭和40年と昭和43年に「労働費用調査報告」が出されている。昭和42年の値は、昭和40年—昭和43年の増加率から逆算して推計した。推計は、家族手当、通勤手当、退職金等の費用、法定外福利費、現物給与額の各項目に対して行った。なお、比較の基準となる昭和42年の現金給与額についても、同様に推計した。企業内慶弔見舞組織(共済会)からの給付額(推計値)は、表7に示されている。先述した通り、日本については傷病による休暇期間の給与を企業の指定所得に加えることができなかった。このために、共済会からの給付額を含めても、日本の企業からの指定所得はやや過少に出ている。以上の推計の結果は、表9に掲げる通りである。

表9 日本の企業からの指定所得(1967年, 単位円)

退職金(退職一時金, 退職年金)	16,295
家族手当, 通勤手当, 住宅手当,	13,670
現物給与額	5,153
法定外福利費	25,810
企業内慶弔見舞組織(共済会)からの給付額	51
企業からの指定所得 実 額	60,979
労働報酬比(%)	11.3

資料 「労働費用調査報告」労働省, 昭和40年, 昭和43年。

(2) イギリスの「企業からの指定所得」の算出

イギリスの労働費用の内訳は、表10に示される通りである。各項目のうちで、傷病による休暇期間中に支払

表10 イギリスの労働費用の内訳(1964年, 製造業被用者1人1か年平均)

	現金給与	うち傷病による 休暇中の給与	国民保険 雇主拠出金	私的社会的 福祉費	現物給付	サービス 補助給付	募 集, 募 集 費	その他の 労働費用	労働費用 計
額(ポンド)	813.0	5.5	31.8	27.1	0.6	12.7	4.5	1.3	885.5

資料 'Labor Costs in Britain in 1964' p. 807, 812.

われた給付、私的社会保障給付 (Private Social Welfare Payments)、現物給付 (Payments in Kind)、サービス給付 (Subsidised services) が企業からの指定所得と考えられる。私的社会保障給付は、退職に関する費用、傷病手当等からなるが、退職に関する費用が総額の92.9%を占めている。サービス給付の内容は、医療・保健、食事、住宅、教養・娯楽、交通、衣服等からなる。結局、イギリスの企業からの指定所得は、45.9ポンドになる。

(3) 日本とイギリスの「企業からの指定所得」

の支出対象別内訳

次に、日本とイギリスの「企業からの指定所得」の内容を、支給対象別内訳 (表 11) を参考としつつ比較しよう。注目すべき点は、

表 11 企業からの指定所得の支給対象別内訳 (%)

	日 本		イ ギ リ ス	
	構 成 比	給付水準	構 成 比	給付水準
退 職 金 等	27.0	3.0	54.9	3.1
住 宅	20.6	2.3	1.5	0.1
家 族 手 当	12.2	1.4		
交 通	11.7	1.3	1.7	0.1
食 事	9.6	1.1	14.6	0.8
文 化・体 育	6.5	0.7	2.0	0.1
医 療・保 健	4.0	0.5	4.8	0.3
慶 弔 見 舞	1.7	0.2		
そ の 他	6.5	0.7	20.5	1.2
計	100	11.2	100	5.7

注 イギリスの傷病による休暇時間中に支払われた給与はその他を含む。給付水準は労働報酬比。

資料 表9、表10と同じ。

(i) 企業からの指定所得の給付水準 (労働報酬比) は、日本のがかなり高い。

(ii) 日本においても、イギリスにおいても、退職に関する費用が最も大きい。なお退職に関する費用の内容についてみると、イギリスの場合は、それを構成する退職一時金と私的年金基金 (Private Pension Funds) への事業主拠出金のうち、大部分後者からなるとみて差し支えないであろう。イギリスでは退職年金制度が一般的であるのに対して、日本の場合は退職一時金が主流であり、退職年金は 1950 年代までは非常にまれであった。しかし、退職一時金支払額が大幅賃上げの影響により大きくなってきたので、退職一時金の年金化によって、特に長期勤続者への退職一時金支払負担額の平準化を図ろうとする気運が高まってきた。さらに、1964年4月に発足し

た適格退職年金制度は、一定の適格要件を備えた退職年金に対して税制上の優遇措置を与えんとするものであり、退職年金制度の普及に大きく寄与した。しかし、年金化とはいっても、退職一時金と退職年金の併用が一般的であり、退職年金制度をもつ事業所のうち、一時金と年金の併用方式を採用している事業所の場合は、1966年13.4%、1968年28.2%と急速に拡大している (以上退職制度に関しては、『社会保障年鑑』1970年版、第5章「社会保障の周辺」参照)。労働費用の面からみると、1968年の退職金等の費用の内訳は、一時金88.0%、年金11.8%であった。かくのごとく日本とイギリスでは退職制度に差があるにもかかわらず、その給付水準 (労働報酬比) はほとんど差がない。

(iii) 日本では、家族手当、住宅手当、通勤手当等の諸手当が現金給与として支払われ、その合計額は企業からの指定所得の20%強を占める。イギリスではこれらの諸手当はほとんど支給されず、化学工業、電気機器工業で家族手当が少額給付されているにすぎない。

(iv) 日本では、支給対象別にみると、退職金等に次いで、住宅に関する費用が大きな構成比を占めている。日本の企業は、被用者の定着性を高めることを直接の動機として、住宅手当の支給、寮や社宅の設置、持家建設のための貸付金、積立金制度の運用等、種々の住宅施策を実施している。他方、イギリスの企業の住宅に関する費用は、ほとんどとるに足りない。

(v) イギリスでは、退職に関する費用に次いで、食事に関する費用 (レストランの直営費用等) が大きなウェイトを示している。しかし、その労働報酬比給付水準は、日本のがやや高い。

(vi) 文化・体育、医療・保険、慶弔見舞に関する費用の給付水準も、イギリスより日本のがかなり高い。

(vii) イギリスの企業からの指定所得の約8割は、退職に関する費用と食事に関する費用に集中しているのに対して、日本の企業からの指定所得は多くの分野に分散している。

III 国家からの指定所得

国家からの指定所得は、社会保険制度からの指定所得と社会保険給付額を除く国家からの指定所得に分けて考察した。国家からの指定所得は実支出の面から把握されており、給付額以外に事務費などを含んでいる。

(1) 社会保険制度からの指定所得の算出

社会保険制度からの指定所得は、社会保険実支出額を

表 12 社会保険制度からの指定所得

日 本 (1967年度)		イギリス (1964年度)	
社会保険実支出額 (10億円)		社会保険実支出額 (100万ポンド)	
健康保険	670.5	国民保険 失業給付	50.0
厚生年金保険	73.5	疾病給付	208.7
失業保険	157.7	退職年金	1,036.2
労災保険	81.1	その他	210.5
		産業災害保険	87.6
被保険者数 (被用者, 1,000人)		被保険者数 (総数, 100万人)	
健康保険	20,783	国民保険 失業給付	20.06
厚生年金保険	19,163	疾病給付	21.54
失業保険	18,400	退職年金	21.78
労災保険	20,141	その他	25.65
		産業災害保険	23.61
被保険者1人当り社会保険支出 (円)		被保険者1人当り社会保険支出 (ポンド)	
健康保険	32,262	国民保険 失業給付	2.5
厚生年金保険	3,833	疾病給付	9.7
失業保険	8,568	退職年金	47.6
労災保険	4,025	その他	8.2
計	48,688	産業災害保険	3.3
			71.3

注 イギリスの国民保険の「その他」は被保険者総数で除した。

資料 日本 「社会保障年鑑」1968年。

イギリス Annual Abstract of Statistics 1968.

被保険者数で割ることによって算出した。日本は健康保険、厚生年金保険、失業保険、労災保険について、イギリスの場合は、失業給付、疾病給付、退職年金、その他の国民保険、産業災害保険について、各々別個に1人当り支出額を算出した後に合計した。イギリスの国民保険は、自営業者、無拠出者を含んでいるので、表3と表12の被保険者数は一致しない。

(2) 社会保険を除く国家からの指定所得の算出

社会保険を除く国家からの指定所得の算出に際して問題となるのは、財政支出の範囲である。まず、イギリス

についてみると、その社会保障実支出は、中央政府、社会保険制度、地方政府、公営企業の支出を含んでいる。支出性質別にみると、一般に経常支出（移転的支出）と資本支出を含んでおり、公営企業は資本支出を含む。国民保健サービスについては、患者負担金を、住宅については、家賃等をそれぞれ除いてある。結局、イギリスの社会保険を除く国家からの指定所得は、表13のごとく就業者1人当り104ポンドとなる。

日本の場合問題となるのは、特別会計、政府関係機関、地方政府の非企業会計と企業会計の処理である。これらのうち、国家からの指定所得（社会保険を除く）と関連

表 13 イギリスの社会保険を除く国家からの指定所得の算出 (1964年度)

国民保健サービス (100万ポンド)	(1)	1,170.5
地方福祉サービス*(100万ポンド)	(2)	179.2
児童福祉 (100万ポンド)	(3)	40.4
福祉食料 (100万ポンド)	(4)	38.6
無拠出老齢年金 (100万ポンド)	(5)	5.9
国民扶助 (100万ポンド)	(6)	248.9
家族手当 (100万ポンド)	(7)	154.3
住宅 (100万ポンド)	(8)	846.0
社会保険を除く国家からの指定所得総額 (100万ポンド)	(9)=(1)~(8) の合計	2,683.8
就業者数 (1,000人)	(10)	25,849.0
就業者1人あたり国家からの指定所得 (社会保険を除く, ポンド)	(11)=(9)/(10)	103.8

* 保健サービスを含む。

資料 Annual Abstract of Statistics 1968.

表 14 社会保険を除く国家からの指定所得（日本，1967年度）

中央政府一般会計社会保険関係費（社会保険費除く，100万円）	(1)	469,980
地方政府普通会計社会保険関係費（社会保険費除く，100万円）	(2)	970,969
社会保険関係費に支出される国庫支出金（100万円）	(3)	363,080
国立病院支出額（一般会計からの繰入金，料金収入除く，100万円）	(4)	2,731
政府関係機関社会保険支出（資本支出のみ，家賃・償還・利子除く，100万円）	(5)	247,571
地方公営企業・病院事業支出額 （普通会計からの繰入金，料金収入を除く，100万円）	(6)	41,924
社会保険を除く国家からの指定所得総額（100万円）	(7) = (1) + (2) - (3) + (4) + (5) + (6)	1,370,095
就業者総数（1,000人）	(8)	50,580
就業者1人当り国家からの指定所得（社会保険除く，円）	(9) = (7)/(8)	27,088

注 政府の事業主の立場での負担を除く，(2) 社会保険費（地方）は「社会保険年鑑 1970」より，(3) 国庫支出金は部分的に推計，
(5) 住宅金融公庫融資額（実収，回収額除く），住宅公団の住宅等建設費・宅地造成費（貸貸収入，分譲収入，政府補助金除く），
医療金融公庫・年金福祉事業団・農林漁業金融公庫による医療機関への融資額の合計。
資料 (1) (4) 「財政統計」1967年度版，(2)，(3)，(6) 「地方財政統計年報」(昭和 45 年度版)，(5) 「建設白書」1968年版，「日本
住宅公団事業年報」1968年度版，「厚生白書」1968年版。

表 15 国家からの指定所得の給付水準の比較

		日 本	イ ギ リ ス
社会保険制度からの指定所得（円/ポンド）	(1)	48,688	71.3
社会保険を除く国家からの指定所得（円/ポンド）	(2)	27,088	103.8
国家からの指定所得計（円/ポンド）	(3)	75,776	175.1
労 働 報 酬（円/ポンド）	(4)	538,271	807.5
社会保険被用者拠出金（円/ポンド）	(5)	22,937	29.3*
被用者の納める税金（円/ポンド）	(6)	77,499	244.7
被用者が社会保障行政のために納める税金（円/ポンド）	(7)	14,113	60.7
労働報酬比給付水準（%）	(1)/(4)	9.0	8.8
	(2)/(4)	5.0	12.9
	(3)/(4)	14.1	21.7
負担額比給付水準（%）	(1)/(5)	212	243
	(2)/(6)	35.0	42.4
	(2)/(7)	192	171

* 国民保健サービスの患者負担額を含んでいるが，その額は小さいので無視しようと考えられる。
資料 表 8，表 12，表 13，表 14 より。

するのは，国立病院特別会計，政府関係機関のうち，住宅金融公庫，日本住宅公団，医療金融公庫，地方政府の非企業会計のうち病院である。政府関係機関については，資本支出のみを把握した。なお，一般会計または地方政府普通会計からの繰入金，患者負担金（国立病院，地方非企業会計の病院に関して），家賃，利子等（政府関係機関について）をそれぞれ除外してある。結局，日本の社会保険を除く国家からの指定所得は，就業者1人当り27,088円となる（表 14 参照）。

日本，イギリス，いずれの場合についても，国家からの指定所得（社会保険を除く）のうち，どの程度が被用者に支給されているかは把握できないので，就業者1人当りの指定所得額を製造業被用者1人当りの指定所得の推計値とした。

(3) 日本とイギリスの国家からの指定所得の比較

以上の算出結果に基づいて，まず，日本とイギリスの国家からの指定所得の給付水準（表 15 参照）を比較しよう。社会保険制度からの指定所得の労働報酬比水準は，ほとんど差がないのに対して，負担額比給付水準はイギリスのが高い。ILO の 'The cost of Social Security 1961-1963' により社会保険財源の構成比をみると，被保険者拠出金の割合は日本 34.3%，イギリス 38.9%であり，日本の小さい。それにもかかわらず，日本の給付水準（負担額比）が低いのは，日本の社会保険制度が巨額の黒字を計上していることによる。1963年度の社会保険制度の実収入と実支出の差額は，日本では2,692億円の黒字（収入9,866億円，支出7,174億円）を計上したのに対し，イギリスでは30.6百万ポンドの赤字であった。日本の社会保険収支は，特に厚生年金保険に

において巨額の黒字を示した。日本とイギリスの社会保険収支のこのような差は、考察の対象となっている。1964年度（イギリス）、1967年度（日本）を比較しても、同様に示されている。日本の社会保険制度がこのように巨額の黒字を計上しているのは、第1に日本の公的年金制度が積立方式を採用していること、第2に日本の人口構成において、高齢人口の比重が小さいこと、に基く。周知のように、公的年金制度の財政方式には、大別して積立方式（採来の給付に備えて多額の資金を積立てる方式）と賦課方式（当該年度の給付費用を当該年度に調達する方式）とがあり、諸外国では賦課方式が比較的多いが、わが国の公的年金制度は、いずれも積立方式を採用している（以上の点に関しては、『社会保障年鑑』1968年、82頁参照）。総人口に占める60歳以上の年齢層の割合は、日本（1965年）9.7%、イギリス（1966年）17.9%であり、日本においては高齢人口の比重が著しく小さい。日本の公的年金制度においては、積立方式が採用されており、しかも、現在は高齢人口の比重が小さいために、毎年保険料およびその運用収入により、膨大な積立金が累積する。なお、年金積立金は、資金運用部資金の一部として国の財政投融资計画に参加しているが、1967年度の資金運用部資金に繰入れられた資金運用部資金の額（実積）は4,741億円（被保険者1人当たり約24,400円）であった。1967年度の財政投融资計画によると、資金運用部に繰入れられた年金資金等の約1/3が本稿の定義による社会保障（住宅、厚生福祉施設）に充用されたと考えられるので、厚生年金保険積立金のうち、被保険者1人当たり約8,000円が社会保障行政に支出されたと推計される。財政投融资を通ずる社会保障支出は、社会保険を除く国家からの指定所得に含まれているが、厚生年金保険積立金のうち社会保障に充当された分を社会保険制度からの指定所得に加えると、その負担額比給付水準は240%強となり、イギリスとはほぼ同水準になる。また社会保険制度の種類別に労働報酬比給付水準をみると（表16参照）、日本の場合は医療保険に、イギリスの場合は

表16 社会保険制度種類別給付水準
（労働報酬比、単位%）

日 本		イ ギ リ ス	
健康保険	6.0	疾病給付	1.2
厚生年金	0.7	退職年金	5.9
失業保険	1.6	失業給付	0.3
労災保険	0.7	産業災害保険	0.4
		その他	1.0
		国民医療事業	5.6

資料 表15と同じ。

公的年金に重点が置かれている。イギリスにおいて退職年金の比重が特に大きいのは、医療保障が主として国民医療事業として国民保険の枠内で実施されていることによるのであり、疾病給付に国民保健サービスを加えた医療保障の給付水準は、日本の医療保険の給付水準よりやや高い。

社会保険を除く国家からの指定所得の給付水準を比較すると、イギリスは日本の約2.6倍である。負担額比給付水準は、日本35.0%、イギリス42.4%であり、イギリスの方が高い。負担額比給付水準の格差をもたらしている主要な要因は、政府支出構造の差である。前述したように、政府一般会計歳出総額に占める社会保障関係費の構成比は、イギリスが大きい。イギリスの社会保障制度が、単に高負担だけではなく、財政資金の比較的大きな部分を社会保障行政に投入することによっても支えられていることは留意されねばならない。

次に、国からの指定所得の給付水準を、制度別に比較しよう（表17）。社会保険を除く国家からの指定所得の給付水準で、特に格差が大きいのは、医療保障である。イギリスの医療保障は、国民保健サービスを中心として実施されている。その給付内容は、必要な医療サービス

表17 社会保障制度別給付水準（社会保険を除く）
（労働報酬比、%）

日 本		イ ギ リ ス	
医 療	0.3	国民保健サービス	5.6
保 健 衛 生	1.5	保 健 衛 生	0.6
生 活 保 護	0.9	国 民 扶 助	1.2
社 会 福 祉	0.5	社 会 福 祉	0.4
（老人福祉、児童福祉）		児 童 福 祉	0.2
失 業 対 策	0.5	無拠出制高齢年金	0.0
住 宅	1.3	家 族 手 当	0.7
		住 宅	4.1

日本の医療には国立病院、地方公営企業病院、政府関係機関の支出を含む。

資料 表13、表14と同じ。

すべてを網羅している。国民保健サービスの費用の大部分は国庫支出で賄われ、また、国民保険とあわせて徴収される少額の国民保健サービス拠出がある。さらに、歯科診療費、義歯、眼鏡等の器具については、少額の患者自己負担が課されている。住宅支出の水準も大きな差があり、イギリスは日本の3倍強である。イギリスの住宅政策は、地方政府による住宅建築（そのうち、特殊な目的のために新築した住宅に対しては、中央政府から家賃補助金が与えられる）、非営利の公益組織体である住宅協会や民間の建築組合に対する融資、地方政府の個人に対する融資等からなる。この中で中心的な政策は、地方

政府による住宅建築である。1964年に新築された38万3,000戸（完工ベース）の住宅のうち15万5,000戸、すなわち43%は地方政府の建築によるものである。本稿の対象時期には、日本では児童手当がまだ実施されていなかったため、家族手当も給付水準の格差が大きい。イギリスの家族手当は、第2子以降のすべて児童に対して、出生時から原則として義務教育終了時まで支給される。その費用は、全額国庫負担で賄われる。公的扶助、社会福祉の給付水準はあまり差がない。日本の給付水準が相対的に高いのは、失業対策費と保健衛生費である。

社会保険を含めた国家からの指定所得の給付水準についてみると、イギリスの給付水準を高くしているのは、老齢保障と住宅支出である。

IV 指定所得の支給対象別内訳

最後に、企業からの指定所得と国家からの指定所得のウェイトを、支給対象別に考察しよう（表18参照）。同表には、日本の指定所得の担い手の特徴が表現されている。その特徴を列挙すると、第1に、日本では老齢保障の圧倒的部分が企業からの指定所得からなる。イギリスでは、企業による老齢保障の給付水準は日本とほぼ同等であるが、国家による老齢保障の給付水準はその2倍弱に達する。第2に、家族手当の担い手は、イギリスで

表18 指定所得の給付水準（労働報酬比、%）

	日 本		イギリス	
	企業からの指定所得	国家からの指定所得	企業からの指定所得	国家からの指定所得
医療・保健	0.5	7.8	0.3	7.4
老 齢 保 障	3.0	0.7	3.1	5.9
社 会 福 祉		0.5		0.6
公 的 扶 助		0.9		1.2
失 業 対 策		2.1		0.3
産 業 災 害		0.7		0.4
住 宅	2.3	1.3	0.1	4.1
家 族 手 当	1.4			0.7
そ の 他	4.0		2.2	

注 企業からの指定所得のうち、交通、文化・体育、慶弔見舞、食事に関する費用は、「その他」に含めた。

資料 表11、表16、表17より。

は国家であるのに対して、日本では企業である。なお、日本の家族手当の給付水準は、イギリスの2倍である。第3に、住宅支出は、日本では、企業によるものが国家を介したものより大きい。イギリスでは、住宅支出はほとんど全部国家からの指定所得からなる。なお、住宅関係指定所得総額の給付水準は、イギリスの方がやや高い。結局、日本とイギリスの社会保障の担い手に関する差を規定しているのは、主として、老齢保障、家族手当、住宅の3つの分野である。